

令和4年度 活動状況報告書

令和5年7月

大津の子どもをいじめから守る委員会

はじめに

2022年12月、学校現場における教職員のための手引書である「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂されました。子どもの権利条約が強調され、「児童の権利に関する条約」の4つの原則として、「差別の禁止、児童の最善の利益、生命・生存・発達に対する権利、意見を表明する権利」について明記されています。そのうえで、「いじめや暴力行為は、児童生徒の人権を侵害するばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。また、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます」と指摘しています。

また、生徒指導と教育相談については、両者を一体的な教育活動として捉えています。すなわち、「教育相談は、生徒指導から独立した教育活動ではなく、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、その中心的役割を担うものと言えます」、「その意味では、生徒指導における教育相談は、現代の児童生徒の個性・多様性・複雑性に対応する生徒指導の中心的な教育活動だと言えます」と指摘している点は重要です。私たち大人には、子どもに対して、威圧的、操作的、暴力的ではなく、対話的、共感的な関わりと姿勢が求められています。これは、聴くことを入り口にして子どもとの信頼関係を形成していくことでもあります。例えば、安心、安全な学校について、私は、安心な学校とは、「ほっと一息つける、丸ごと受けとめてもらえる、行くと楽しい学校」であり、安全な学校とは、「否定されない、攻撃されない、排除されない学校」と捉えています。では子どもたちは、どう考え願っているのでしょうか。聴くことから、チーム学校の一員である子どもたちと協働した学校づくりが始まるのではないのでしょうか。

2022年度の「大津の子どもをいじめから守る委員会」の活動は、前半7月までは「大津市立保育園事案に係る第三者委員会」として、調査・報告書の作成にかなりの時間をかけ尽力してきました。報告書では、保育園において初めて11件の「行為としてのいじめ」を認定しました。同時に、保育園・幼保行政の組織的対応の課題等に関する調査を踏まえ、7項目に及ぶ提言を行いました。その後大津市としては、①提言を受けた具体的な取組、②検証委員会の立ち上げと取組への検証作業、③申立人・保護者・代理人への取組経過、検証結果等の報告・連携が継続的な課題となっていると考えています。

一方、7月以降は、毎月1回通常開催の定例委員会を中心に、相談事案に関する事例検討会を重ねてきました。学校現場でも対面で直接関わり合う授業、生活が再開されるなかで、コロナ禍の影響はより顕在化し、いじめ、暴力、不登校は急増してきました。文部科学省(2022)「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によれば、小中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件(19.0%増)、小中学校、高等学校における暴力行為の発生件数は76,441件(15.5%増)、小中学校における不登校の児童生徒数は244,940人(24.9%増)と報告されています。いずれの事象も過去最高であり、小学校低学年における増加が顕著となっています。大津市のいじめ対策推進室に寄せられる相談件数も急増してきています。相談事案は、137件(46.8%増)、この内いじめ事案は79件(45.7%増)であり、延べ対応件数は1,229回(21.2%増)となっています。この内子どもの対応回数は、344回であり、1.9倍と急増しています。また、手紙相談も、小学生を中心に受領件数が63件であり、3.2倍と急増しています。こうした状況に対して、早急に相談調査専門員の体制強化が必要と考えています。

令和5年(2023年)7月

大津の子どもをいじめから守る委員会

委員長 春日井 敏之

目 次

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯	1
2 役割	2
3 組織等	4

II 本市における相談対応等の実績

1 相談の件数等	8
2 相談の内容	19
3 【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動	25
4 相談・調整活動例の紹介	30
5 コラム	34

III 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会	35
2 大津市立保育園事案に係る第三者委員会	35
3 委員活動	36

参考 資料編

1 条例及び規則	37
2 委員名簿	44

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯

本市では、平成23年10月に、いじめを受けた市立中学校の男子生徒が自ら命を絶つという悲しく痛ましい事件が起きました。

その後、当該事件に係るいじめの事実関係の調査及び自殺の原因、学校の対応等についての考察等を行うため、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下この項において「第三者調査委員会」といいます。）が設置されました。

第三者調査委員会から、学校又は教育委員会による調査には公正性や中立性に疑義が生じるとともに、救済を求めた子どもを徹底して守り、サポートするシステムが不可欠であると指摘があったことから、大津市においては、当該事件の教訓を踏まえ、既存の取組の枠を超えた包括的ないじめ対策のシステムづくりが急がれることとなりました。

そのような状況のもと、大津市議会において議員提案により大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」といいます。）が制定され、平成25年4月1日から施行されました。

この条例において、いじめの防止に係る基本理念、いじめの防止に関する施策の基本となる事項等に加え、相談等を受けたいじめについて必要な調査、調整等を行うため、外部の委員で構成する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます。）を設置することが定められました。

この条例は、理念にとどまらず、市において取り組む具体的な施策を定めるなど実効性を伴う内容となっていますが、なかでも、外部委員で構成される守る委員会を、教育委員会ではなく市長が設置するとしたことに意義があり、第三者調査委員会が示唆したとおり、学校を含む教育委員会とは別に、市長の附属機関である守る委員会が本市におけるいじめ対策のシステムの中核を担うこととなりました。

2 役割

守る委員会の役割については、条例において次のように定められています。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

(是正の要請)

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

守る委員会は、市長の附属機関としてその諮問に応じるほか、相談等のあったいじめ事案に係る審査や関係者との調整などの実施に加え、市長に対して再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができます。このように、守る委員会は、相談等のあったいじめの解決やいじめの防止対策に資するよう、条例の定める範囲で自主的な活動を行う合議体として位置づけられました。

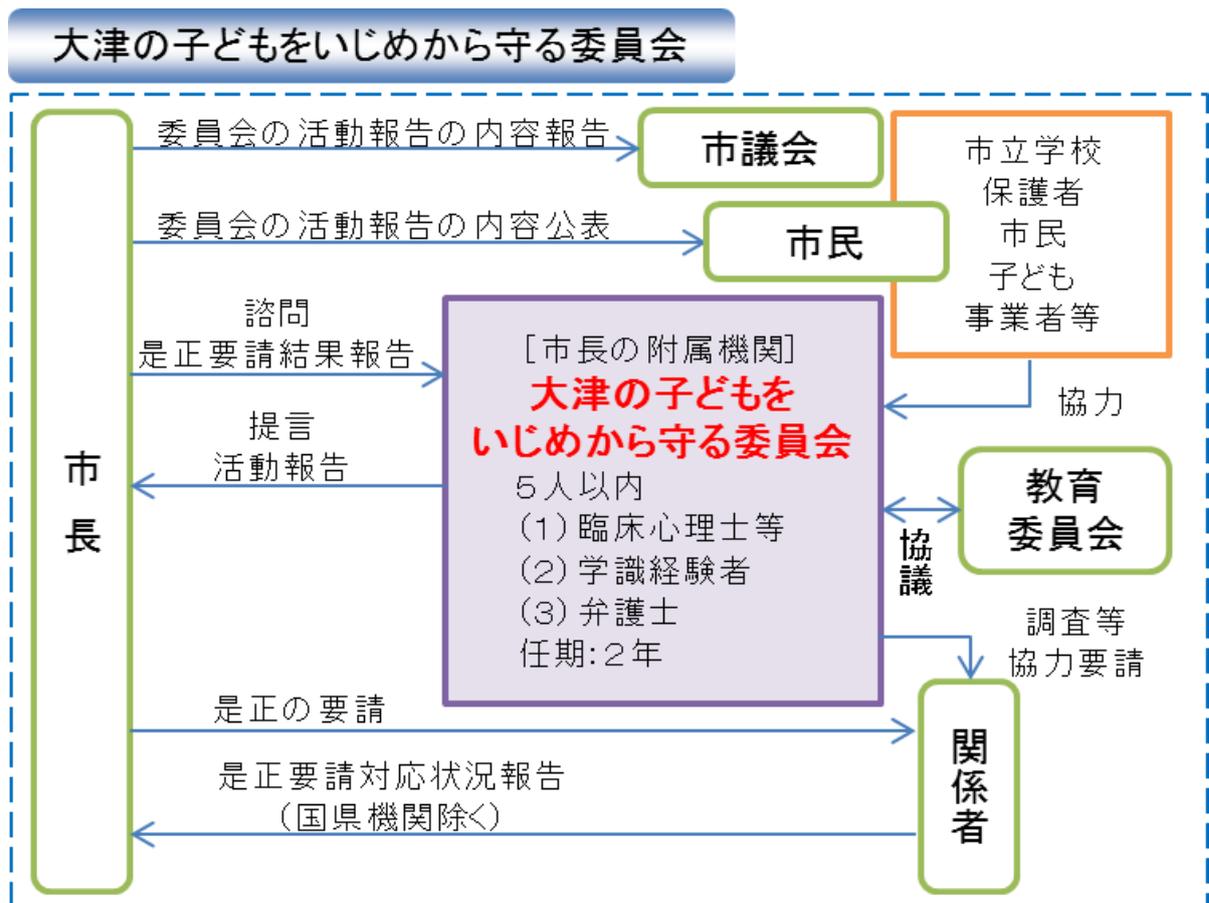
さらに、市長部局に相談等のあったいじめ事案に限らず、学校を含む教育委員会に相談等のあったいじめ事案についても、教育委員会から市長部局に報告を受け、いじめに関し各窓口へ寄せられた情報を一元的に集約しており、それら事案についても検証する役割を守る委員会が担っているといえます。

また、守る委員会が調査等の結果の報告を行った場合には、市長は、必要があると認めるときは、関係者に対して是正の要請を行うことができます。例えば、相談等のあったいじめ事案について守る

委員会が調整などをした結果、当該いじめへの対応や現行の取組・体制に不備があるような場合には、市長にその旨を報告した上、市長から、当該不備を是正するよう関係者に求めることとなります。

守る委員会は、本市のいじめ対策の取組においてこのような役割を担っており、本市におけるいじめの抑止・防止のためのセーフティネットの要として機能することが求められているといえます。

守る委員会と市長その他の執行機関等の関係は、次のとおりとなります。



3 組織等

守る委員会の組織等及び会議については、条例及び大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則・教育委員会規則第1号。以下「規則」といいます。）において次のように定められています。

条 例

（委員会の組織等）

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

（2）学識経験を有する者

（3）弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

規 則

（委員会の組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

守る委員会は、①臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者、②学識経験を有する者、③弁護士の5人以内の委員で組織される常設の合議体です。相談等のあったいじめ事案に関し、心理学や教育学等からのアプローチに加え、法的な観点も含めて、いじめ事案に係る関係者の支援ができるよう構成されています。

令和4年度の委員の構成は、次のとおりです。(委員の要件を①～③で表示)

氏名	所属団体・役職等	備考
② 春日井 敏 之	立命館大学大学院教職研究科教授	委員長
① 佐々木 千 里	スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー、社会福祉士 立命館大学非常勤講師	
③ 橋 本 俊 和	弁護士 (大阪弁護士会)	
① 藤 川 洋 子	京都工芸繊維大学特定教授 (臨床心理士)	副委員長
③ 堀 田 直 美	弁護士 (滋賀弁護士会)	

※所属団体・役職等は、令和4年度時点のものです。

委員の任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となります。

守る委員会は、委員長(会務を総理し、委員会を代表します。)及び副委員長を委員の互選により定めることとされており、令和4年度は、学識経験者である春日井委員が委員長を、臨床心理士である藤川委員が副委員長を務めました。

守る委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。会議は、委員5人の過半数である3人以上の出席をもって定足数を満たします。また、議事にあつては、出席した委員の過半数で決することとされています。会議には、委員及び事務局のほか、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができることとされています。

また、守る委員会の会議は、審議の性質上、非公開とされていますが、本市の情報公開の制度において非公開事由に該当しない事項についての審議で、委員長が認めた場合に限り、例外的に公開することができることとされています。

次に、守る委員会の庶務を担当するいじめ対策推進室、いじめ事案に関する相談等への対応等に関する事務を処理する相談調査専門員については、規則において次のように定められています。

規 則

(組織体制)

- 第2条 政策調整部人権・男女共同参画課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。
- 2 条例第11条に規定するいじめ（疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応その他市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。
- 3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が任用する。

なかでも、いじめ事案に関する相談等への対応などの事務を担当する職員として、臨床心理士などの相談調査専門員がいじめ対策推進室に専属で配置されています。

相談調査専門員は、子どもや保護者等からの直接相談に応じ、守る委員会で審議するいじめ事案のケース担当者としてその任に当たるとともに、児童生徒支援課²を通じて学校からのいじめ事案に関する速報を受理し、適宜、児童生徒支援課との協議を行っています。

守る委員会は、相談調査専門員に助言等を行うなかで、相談調査専門員による子どもや家庭に対する円滑な助言・支援、解決に向けた調整などに取り組んでいます。

守る委員会を含む大津市のいじめ対策に関わる各組織の概要及び活動の仕組みは、次のとおりです。

² 平成27年度に学校安全推進室から児童生徒支援課に名称が変更されました。

大津市では、第三者調査委員会の報告書においても指摘された、二重三重の救済システムの構築と組織的な情報共有を確実なものとするため、学校、教育委員会、市が連携して、いじめ対策に取り組んでいます。

学 校

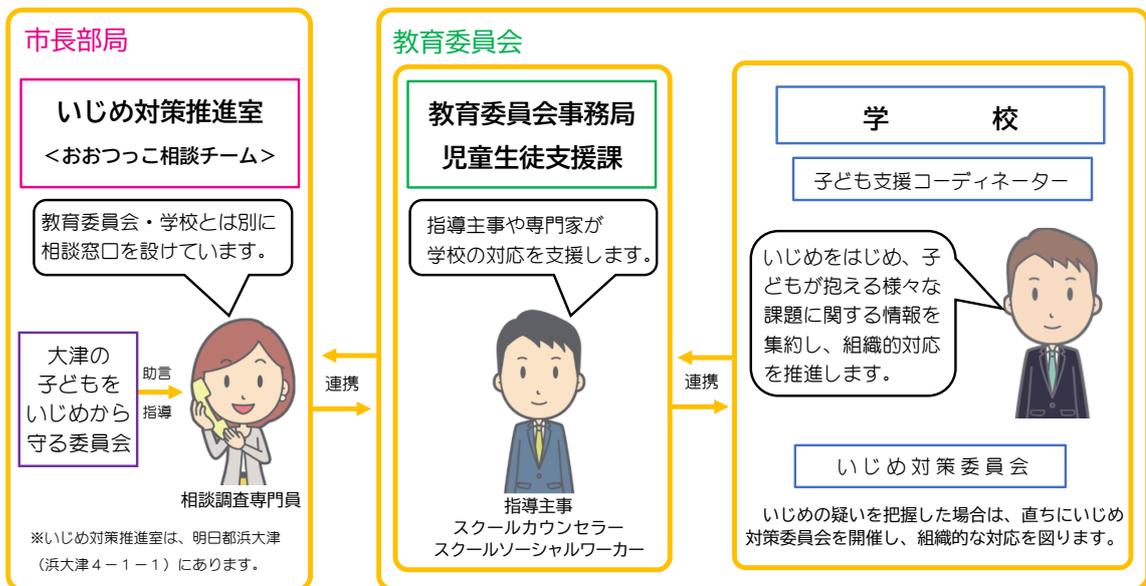
- ・子ども支援コーディネーターが中心となり、学校全体でのいじめ対策を推進します。
- ・学校でいじめの疑いを把握した場合は、教員個人で抱えることなく、速やかにいじめ対策委員会を開催して、組織的に対応します。
- ・把握したいじめ（疑いを含む）事案については、全件、教育委員会（児童生徒支援課）に報告します。

教育委員会

- ・いじめ対策を所管する児童生徒支援課に、指導主事や専門家を配置しています。
- ・学校からの報告内容を確認し、積極的に学校に対して指導・支援を行います。
- ・深刻と考えられる事案については、早い段階で指導主事や専門家を学校に派遣して対応を支援します。
- ・学校からのいじめ（疑いを含む）事案に関する報告は、全件、大津市のいじめ対策推進室と共有します。

大 津 市

- ・教育委員会ではない市長部局に、いじめ対策推進室を設置しています。
- ・学校、教育委員会とは別の立場で、いじめに関する相談に対応しています。また、市立小・中学校に通っていない子どもも含め、対応しています。
- ・教育委員会から情報共有されたいじめ（疑いを含む）事案の報告を確認し、必要に応じ、対応状況等の確認や助言を行います。
- ・条例に基づき設置されている「大津の子どもをいじめから守る委員会」で、外部の有識者や専門家から助言・支援を得ながら対応を行います。



第3期大津市いじめの防止に関する行動計画(大津市いじめ防止基本方針)より

II 本市における相談対応等の実績

守る委員会が調査等を行ういじめ事案については、いじめ対策推進室の相談調査専門員が相談等を受けたものであり、この章の内容は、その相談対応等の実績について、いじめ対策推進室が取りまとめ、守る委員会に報告があったものです。

相談調査専門員は、子どもや保護者等から直接相談を受け、また、市立小中学校が教育委員会へ報告したいじめ事案に関する速報を審議し、必要な事実確認や解決を図るための方策を検討しています。

このように市に寄せられたいじめ事案に対して事実確認等を相談調査専門員が行い、必要に応じて守る委員会へ報告し、子どもの安心・安全を確保するための支援方針等のアドバイスを受けています。相談調査専門員は、子どもの人権や心理、発達等の専門的な観点を活かして、子どもや保護者等からの相談に対応していますが、いじめの解消に向けた支援だけでなく、いじめ防止に関わる広報・啓発活動などにも取り組んでいます。

こういった活動は、平成25年、いじめ対策推進室に『おおつつこほっとダイヤル』という相談専用の電話を設置して始まり、令和4年度は、開設から10年目となりました。いじめ対策推進室は、子どもから直接相談を受ける窓口となることから、子どもに身近な存在として認識してもらえよう、普段から【おおつつこ相談チーム】という名称を用いて活動しています。現在、電話相談のほか、面談、手紙など、様々な方法で相談が寄せられており、以下は、その相談状況について整理したものです。

1 相談の件数等

相談受付状況

表1は、10年間の相談受付状況です。【おおつつこほっとダイヤル】への電話相談を含め、令和4年度に相談を受けた事案数は137件、相談対応回数は、延べ1,229回でした。

表1 相談受付状況

	事案数（件）	延べ対応回数（回）	1件あたりの 平均対応回数（回）
平成25年度	183	650	3.55
平成26年度	151	745	4.93
平成27年度	153	1,030	6.73
平成28年度	172	932	5.41
平成29年度	182	1,040	5.71
平成30年度	207	866	4.18
令和元年度	224	1,325	5.92
令和2年度	123	1,163	9.46
令和3年度	94	1,014	10.79
令和4年度	137	1,229	8.97

令和4年度に相談を受け付けた事案数は、開設以来最小となった令和3年度から43件増加し、137件となりました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限等の規制緩和がみられ、学校でも行事が再開するなど子ども同士が交流する機会も少しずつ増えました。

令和4年度の1件あたりの平均対応回数は、8.97回となり、令和3年度同様、いじめ等の問題解決のために中長期的に関わった事案が多数ありました。

いじめの本質的な解決は、『ごめんね』『いいよ』といった表面的な謝罪や仲直りにあるわけではなく、子どもの尊厳の回復にあります。また、尊厳の回復の過程も個別の事案で異なり、トラブルが解決すればすぐに不安がなくなるというものではありません。そのため、子どもが感じている気持ちを丁寧に聴き取るようにし、問題解決後も子どもから「もう大丈夫。」という言葉が聴くことができるまで対応を行うように心がけています。

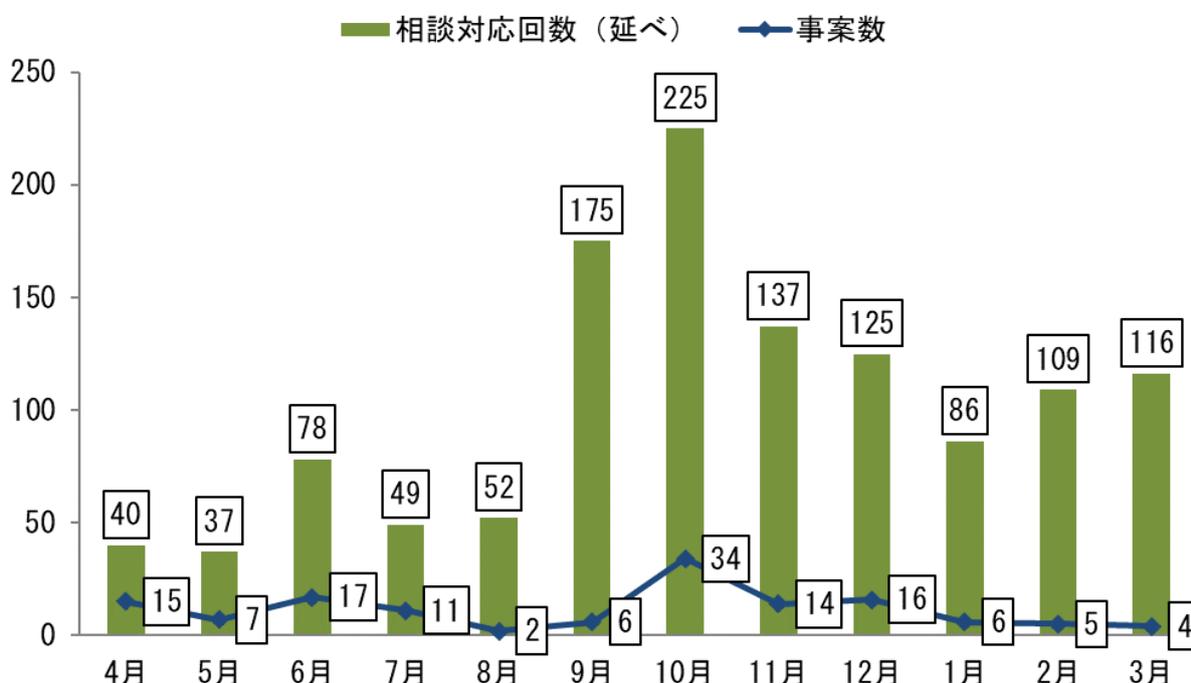


図1 令和4年度 相談受付状況

図1は、令和4年度の月別相談受付状況です。事案が年度を跨ぐ場合は、新規事案として計上しているため、4月の事案数には、前年度からの継続事案も含まれます。また、年度末までに一旦問題解決に至った事案であっても、環境の変化を伴う年度変わりのタイミングで、電話や手紙などによる様子確認のフォローアップを行っています。

本市の条例では、6月と10月が「いじめ防止啓発月間」と定められています。令和4年度は、6月に学校を通して【啓発カード^{※1}】を子どもへ配布し、10月・11月には同じく学校を通して【手紙相談用紙^{※1}】【おおつつこ相談チーム通信^{※1}】を配布しました。

これらの時期は、新たなクラスの関係に慣れてきたり、人間関係が複雑になってきたりすることで、

※1 3 【おおつつこ相談チーム】の広報・啓発活動(25p～29p)参照

いじめが発生しやすい環境が生まれます。いつの間にかできてしまった力関係に戸惑いを感じたり、作られてしまったキャラクターを演じ続けることにしんどさを感じたりする子どもも少なくありません。いじめの相談だけでなく、「自分のことを分かって欲しい。」「自分の思いを聴いて欲しい。」といった相談もこの時期に寄せられます。

このような時期に、啓発ツールやおおつっこ通信を配布することで、悩んでいる子どもが「誰かに相談してみよう。」と思うきっかけになればと考えています。啓発物を配布した直後には、相談件数が増加する傾向にありますが、配布した直後に限らず、一年を通じて満遍なく相談が寄せられる身近な相談窓口の一つとなれるよう、啓発活動を続けていきます。

相談対応の内訳

表2 相談者の内訳

		子ども	保護者等	学校・ 関係機関等	市民等	合計
平成29年度	回数(回)	327	368	336	9	1,040
	割合(%)	31.4%	35.4%	32.3%	0.9%	100%
平成30年度	回数(回)	331	271	241	23	866
	割合(%)	38.2%	31.3%	27.8%	2.7%	100%
令和元年度	回数(回)	555	548	198	24	1,325
	割合(%)	41.9%	41.4%	14.9%	1.8%	100%
令和2年度	回数(回)	355	421	382	5	1,163
	割合(%)	30.5%	36.2%	32.8%	0.4%	100%
令和3年度	回数(回)	181	432	387	14	1,014
	割合(%)	17.9%	42.6%	38.2%	1.4%	100%
令和4年度	回数(回)	344	474	404	7	1,229
	割合(%)	28.0%	38.6%	32.9%	0.6%	100%

※割合(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。

以下の図表において全て同じ。

表2は、延べ対応回数の対象となった相談者の内訳を年度ごとにまとめたものです。

令和4年度は、令和3年度に比べて、【子ども】の延べ対応回数が1.9倍に増加しました。令和3年度に比べ、啓発物の発行回数を増やしたり、啓発物のデザインを大きく変更したりしたことが影響しているのかもしれませんが、【学校・関係機関等】が一定の割合を占めるのは、相談対応では、子どもや保護者等への対応にとどまらず、子どもの最善の利益の実現に向けて、教職員や関係機関職員等と連携する機会もあるためです。

表3 令和4年度 初回相談者内訳(件)

	子ども							保護者等		学校・関係機関等			市民等	計
	就学前	小学生低学年	小学生高学年	中学生	中卒・高校生の子ども	18歳以上	学齢不明	親	親以外の親族	教職員	教委職員	市職員		
いじめ	0	12	13	4	4	0	2	39	1	2	1	0	1	79
いじめ以外	0	8	17	5	3	0	2	16	1	5	0	0	1	58
計	0	20	30	9	7	0	4	55	2	7	1	0	2	137
	70							57		8				

(参考：令和3年度)

計	0	9	7	15	7	2	2	36	4	3	4	1	4	94
	42							40		8				

表3は、令和4年度の初回相談者の内訳です。初回相談者とは、その事案について最初に相談してきた人のことを言います。

令和4年度は、子どもからの割合が全体の半数以上を占めています。相談してくる子どもの中には、問題を解決してもらいたい訳ではなく、「自分の気持ちをただ聴いて欲しい。」という思いを持っている子どもも少なくありません。そのため、相談対応の中では、早急に解決へ導こうとするのではなく、子どもの隣に寄り添って歩くようなイメージを大切にしながら、話を聴くように心がけています。

また、いじめ対策推進室（おおつつこ相談チーム）に相談してきた子どもの中には、「保護者や学校の先生に相談したら大事になるので、相談できなかった。」という声もあり、いじめ対策推進室（おおつつこ相談チーム）が「秘密を守る第三者的な相談窓口である」という認識が活動の継続とともに子どもの間にも浸透してきたように思います。

表4 相談の対象となる子どもの学齢別内訳

		就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校・ 中卒後	18歳 以上	その他	計
令和2年度	回数(回)	28	226	367	436	17	84	5	1,163
	割合(%)	2.4%	19.4%	31.6%	37.5%	1.5%	7.2%	0.4%	100%
令和3年度	回数(回)	0	125	619	213	38	5	14	1,014
	割合(%)	0%	12.3%	61.0%	21.0%	3.7%	0.5%	1.4%	100%
令和4年度	回数(回)	1	245	371	461	137	0	14	1,229
	割合(%)	0.1%	19.9%	30.2%	37.5%	11.1%	0%	1.1%	100%

表4は、延べ対応回数を相談の対象となる子どもの学齢別に分類したものです。令和4年度は、【中学生】の割合が最も多く、全体の約4割を占めました。

近年、相談対応が中・長期にわたる傾向にあります。相談内容が深刻かつ、複雑であり、相談終結にたどり着くまでに時間を要する事案が増えてきています。また、相談当初は、いじめの相談であったものでも、相談を重ねるにつれて、思春期的な悩みや家族に対する悩みなどが語られることも少なくなく、子どもの悩みが複雑に絡まっていることも影響していると考えられます。

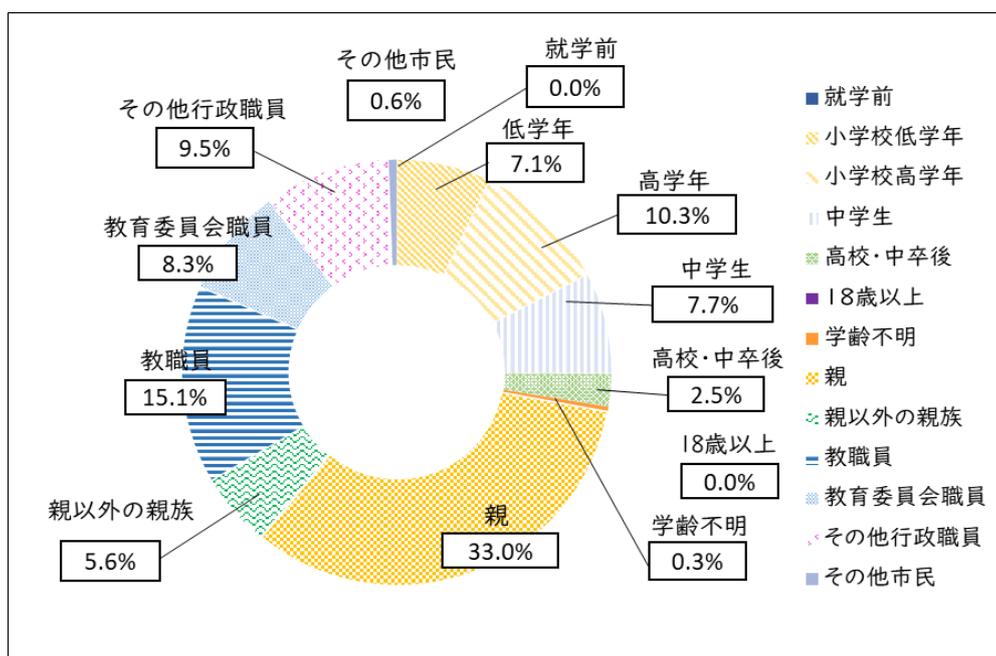


図2 令和4年度 相談者の内訳 詳細

図2は、令和4年度の相談者の内訳の詳細な割合です。保護者や教職員等の大人の思いと子どもの思いが異なるものであることは少なくありません。子どもの意向をもとに、学校等の関係機関と連携して相談対応にあたる場合がありますが、その際には、子どもが安心できる環境をどのように実現していくかを教職員等と一緒に考えていくように心がけています。

また、大人に比べて子どもは、自分の思いを言葉にすることが難しいため、話し合いの場に相談調査専門員が立ち会い、子どもが自身の思いや考えを伝える手伝いをすることもあります。

当事者である子どもとの直接の関わり

いじめ対策推進室（おおつっこ相談チーム）では、子どもを中心とした支援を実現するべく、初回の相談が大人（保護者等）からであった場合でも、その事案の当事者である子どもの気持ちを把握できるように、子どもと会って話を聴く機会を確保するように努めています。

表5は、事案対応にあたり、当事者である子どもとの直接の関わりの有無を整理したものです。令和4年度は、新規事案137件のうち、当事者である子どもと直接関わる事ができたのは79件で、全体の半数以上を占めています。

また、P. 11表3のとおり、子どもが初回相談者であった事案が70件なので、『初回相談は大人からであったものの、相談対応をしていく中で子ども本人と関わる事ができるようになった』事案が9件ということになります。

表5 当事者である子どもとの直接の関わり(件)

	あり	なし	計
平成30年度	123	84	207
令和元年度	159	65	224
令和2年度	76	47	123
令和3年度	50	44	94
令和4年度	79	58	137

保護者から初回相談があった場合、子どもとの面談につなげるためには、まず、相談調査専門員が相談してきた保護者からの信頼を得ることが大切だと考えます。いじめという予期せぬ事態に直面し、「どうしたらいいか分からない」という状態で電話を架けてくる保護者もいるため、まずは、相談調査専門員が保護者の思いを受け止めながら、丁寧に話を聴きます。そして、状況を整理しながら、解決方法を模索する中で、子ども本人の思いや意向を確認するために、子どもとの面談をお願いしています。

直接関わりをもった子どもの内訳

図3は、令和4年度に直接の関わりをもった子どもを学齢別に分類したものです。

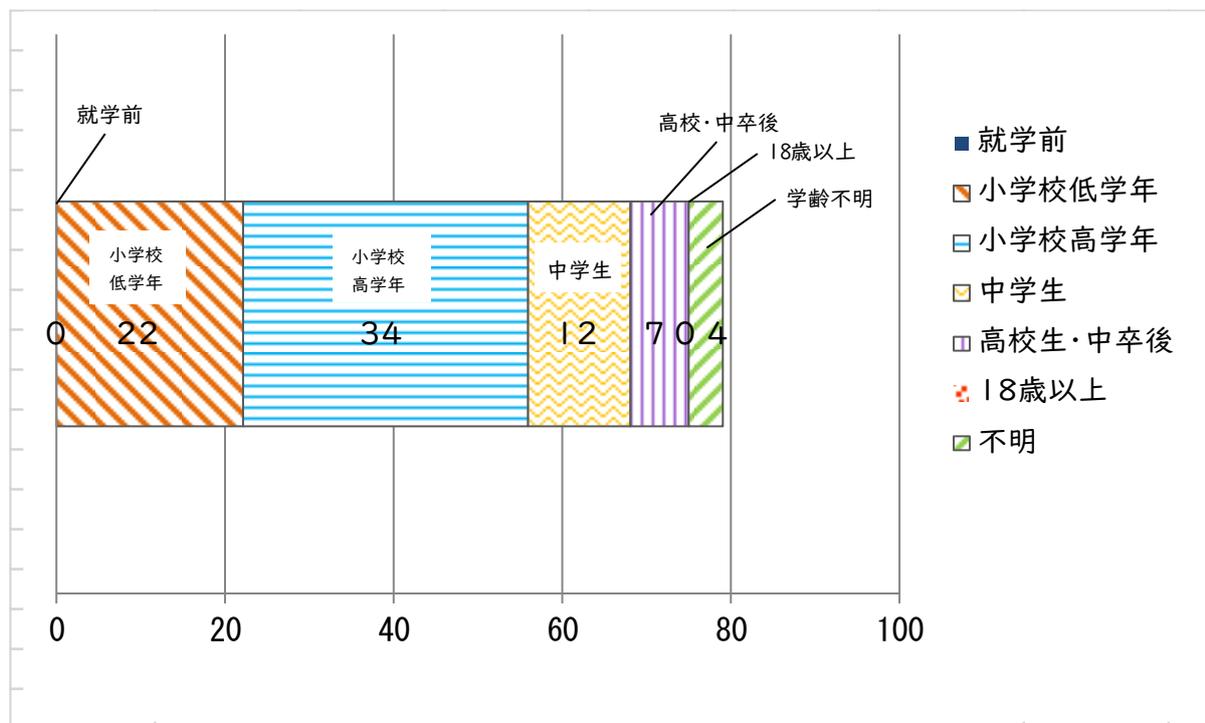


図3 令和4年度 直接関わりを持った子どもの内訳

表6 令和4年度 直接関わりをもった子どもの学齢(人)

	就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生・中卒後	18歳以上	年齢不明	計
平成30年度	0	37	42	31	7	0	6	123
令和元年度	0	45	48	46	10	0	10	159
令和2年度	1	21	28	14	7	2	3	76
令和3年度	0	13	11	16	6	2	2	50
令和4年度	0	22	34	12	7	0	4	79

表6は、直接関わりをもった子どもの学齢別の内訳の推移を示したものです。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和等の影響もあってか、子どもと直接関わりをもつ機会が、少しずつ増えてきたように感じます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、実施を見送っていた「出前授業」^{※2}や「ふれあい交流会」^{※2}の再開に向けた準備に取り組んでおり、その他にも「おおつっこ相談チーム」をより身近に感じてもらえるような新たな相談活動（メール相談）^{※2}の実施を企画しています。

※2 3【おおつっこ相談チーム】の広報・啓発活動(25p～29p)参照

相談対応の方法

表7 令和4年度 相談対応の方法

	面談	電話	手紙	メール	その他	計
回数(回)	364	695	136	34	0	1,229
割合(%)	29.6%	56.6%	11.1%	2.8%	0.0%	100%

表7は、令和4年度の相談対応の方法を整理したものです。

いじめ対策推進室では、主に以下の3つの方法で相談対応を行っています。

① 電話での相談

フリーダイヤルの相談電話専用回線【おおつつこほっとダイヤル】を設けて、相談対応を行っています。学校からの配布物や市の広報誌を通じて、このフリーダイヤルの番号をより多くの子どもや市民等へ広く通知するように努めています。

② 面談での相談

電話相談や手紙相談で始まった相談についても、できるだけ相談者と直接会って話せる機会につながるよう努めています。生身の人間同士が触れ合う時に感知しあえる表情、声、話し方、身体の動きなどの様々な情報が相手の心情を理解する際に有効であり、「子どもの声を聴く」という相談対応においては、これらを含むコミュニケーションが不可欠です。

表8 令和4年度 面談対応における相談場所

	相談室 (明日都)	家庭 訪問	学校	市民 センター	児童 クラブ ・児童館	公園	行政 機関	その他	計
回数(回)	216	0	57	37	1	0	52	1	364
割合(%)	59.3%	0%	15.7%	10.2%	0.3%	0.0%	14.3%	0.3%	100%

表8は、令和4年度の面談対応における相談場所を整理したものです。

明日都浜大津2Fにあるいじめ対策推進室には相談室があり、相談者が来所した場合は、相談室で面談を行うことができます。また、本市の地理的事実もあり、相談室まで面談に来ることが難しい相談者も少なくないため、家庭訪問や地域の公民館・児童館・公園などで面談を行うこともできます。【学校】の項目の内訳としては、相談者との面談のみではなく、子ども及び保護者から「関係調整」の要望があった場合、あるいは「子どもの最善の利益」を保障するという名目で学校へ「関係調整」に入った件数も含んでいます。

子どもを中心とした支援を実現するために、家庭や地域など、庁外での面談も積極的に行い、

子どもが会いやすい場所で、直接話を聴かせてもらう機会を大切にしています。

③ 手紙での相談

毎年、手紙相談の用紙を子どもに配布しています。令和4年度は、いじめ防止啓発月間である10月に大津市内にある公立の小学校・中学校に配布しました。

表9 令和4年度 手紙相談 月別受付状況(件)

手紙	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
受領	0	1	3	0	0	0	27	11	8	6	2	5	63
発信	0	1	2	1	0	0	17	13	9	3	22	5	73
合計	0	2	5	1	0	0	44	24	17	9	24	10	136

子どもの中には「電話ではちょっと話しにくい。」「電話をかける環境が整っていない。」といった悩みを抱えている子どもも少なくありません。そのような子どもにとって、手紙は、自分の思いを誰かに伝えるための方法の一つとなっています。

令和4年度は、小学生向けの手紙相談用紙のデザインを変更したことが影響したのか、令和3年度に比べ、受領件数が約3.2倍に増加しました。

表10 令和4年度 手紙相談の内訳(件)

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	不明	小計	合計
	5	16	31	19	22	24	1	118	
中学校	1年	2年	3年				不明	小計	
	7	0	0				0	7	
高等学校	1年	2年	3年				不明	小計	
	5	1	0				0	6	
その他	保護者	関係機関					不明	小計	
	4	1					0	5	

表10は、手紙相談の対応件数を学年別に分類したものです。小学生からの手紙相談対応件数は118件となっており、これは手紙相談対応件数136件のうちの9割近くを占めています。

小学校低学年においても、携帯電話やスマートフォンの所持率は年々上がってきていますが、手紙は小学生の子どもにとって、身近な相談ツールの1つとなっているようです。

一方で、中学生以上の手紙相談の対応件数は、全体の約1割となりました。携帯電話やスマートフォンの所持率が上がっていることや、家庭でのインターネットの普及が進み、SNSを使っ

た相談やLINE相談等、相談方法の選択肢が増えたことなどが影響していると考えられます。

近年、小中学校におけるICT授業の取組が加速していることに鑑み、いじめ対策推進室でもインターネットを活用した新たな相談について検討を開始しています。現在、教育委員会から市内小中学校へ通う全児童生徒へ配布されているタブレット端末を活用した【メール相談】の実施を企画しており、令和5年度内の運用開始を目指しています。

手紙相談を継続する場合は、手紙で相談を続けるケースがほとんどですが、手紙から電話や面談につながったケースもあります。

返事の手紙を郵送した後に子どもから再度の連絡がなく、経過が不明なケースが一定数見られることから、平成30年度から新たな試みとして、経過が不明となっている子どもに向けて、学期末等に相談調査専門員から状況確認のための手紙を送っています。手紙を受け取った何人かの子どもが、「その後、解決して元気になっています。」と報告してくれたり、報告と同時に新たな悩みを相談してきたりすることから、一定の効果があると感じています。

子どもから届いた手紙には、たくさんの思いが込められています。たった一往復、まして文字のやりとりだけで相談を行うことは非常に難しいことですが、手紙を書ってくれた子どもの気持ちに少しでも寄り添えるように、相談調査専門員間で検討を重ねて返事を書いています。

また、子どもからの手紙の中には、「自分の気持ちを書いたことですっきりした。」「返事はいらないけど自分の気持ちを聞いて欲しいです。」といった内容のものもあり、子どもにとって手紙が、自分の気持ちや考えを書いてすっきりするためのツールとなることも分かりました。

相談方法の内訳

令和4年度の大人と子ども別の相談方法の内訳を表とグラフにまとめました。

表11 令和4年度 相談方法【大人・子ども別】(回)

	面談	電話	手紙	メール	計
大人	259	587	5	34	885
子ども	105	108	131	0	344
計	364	695	136	34	1,229

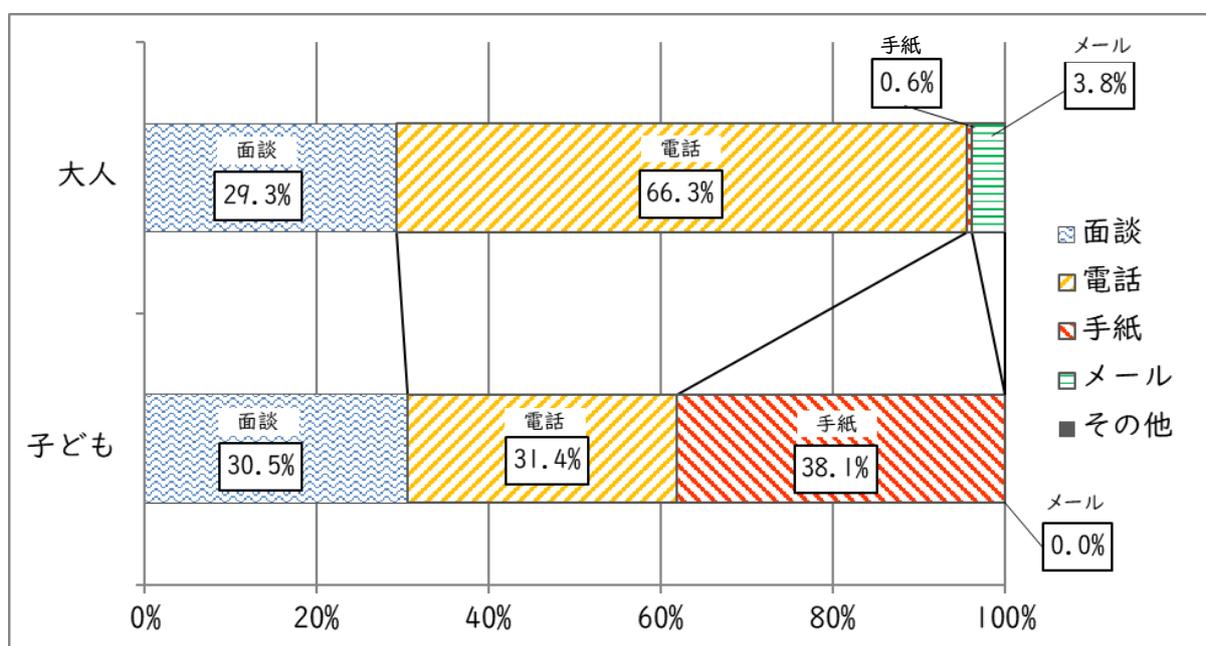


図4 令和4年度 相談方法(大人・子ども)

大人の相談方法は、例年、【電話】が最も多く、令和4年度においても7割近くを占めています。その一方で、子どもの相談方法においては、例年、【電話】・【面談】・【手紙】ともほぼ同数で3割ずつとなっていますが、令和4年度は、【手紙】が一番多くなりました。

電話や手紙から始まった子どもからの相談については、子どものニーズを確認しつつ、1回は面談相談を提案するようにしています。面談相談は、保護者の送迎等が必要になる場合が多いため、実現がむずかしいですが、会って話すことで、子どもが自分の気持ちをうまく言葉で表せない場合も、その表情や仕草から読み取れるものが多くあります。子どもは、最初は初めて会う大人に対して、少し緊張した様子も見せますが、遊びを取り入れながら面談を重ねていくうちに、徐々に心を開いてくれるようになり、「会って話ができよかった。」と言ってくれることが多いです。

2 相談の内容

いじめを主訴とする相談

表12 令和4年度 初回相談内容の内訳

	いじめ	いじめ以外	計
件数(件)	79	58	137
割合(%)	57.7%	42.3%	100%

表12は、令和4年度の新規相談137件の主訴の内訳を示したものです。新規相談137件のうち、主訴がいじめであった件数は79件で全体の半数以上を占めています。

表13 令和4年度 いじめを主訴とする相談内容の内訳

いじめの主訴	いじめを主訴とする相談内容の内訳										計
	ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる	仲間はずれ、集団による無視をされる	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	金品をたかられる(恐喝)	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	その他		
新規相談	件数(件)	41	11	16	2	1	4	0	2	2	79
	割合(%)	51.9%	13.9%	20.3%	2.5%	1.3%	5.1%	0.0%	2.5%	2.5%	100%
対全体 ※割合(%)		29.9%	8.0%	11.7%	1.5%	0.7%	2.9%	0.0%	1.5%	1.5%	57.7%

※割合は、新規相談件数137件に対する割合を示しています

表13は、いじめを主訴とする新規相談件数79件の相談内容の内訳を示したものです。いじめを主訴とする相談内容では、【ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる】が最も多く、いじめを主訴とする相談の半数を占めています。【軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする】が、昨年度は1割弱でしたが、今年度は2割に増加しました。低学年では自分の気持ちを言葉にできない葛藤から、手や足が出てしまう場面も考えられます。小さなトラブルが徐々にエスカレートして、重大ないじめに発展する可能性も高くなるため、早い段階でいじめに気付き、適切な対応を行うことが子どもをいじめから守る上で非常に重要になります。子ども本人が、いやだと感じた時にすぐSOSを出せる環境を作ることは、私たち大人に課せられた大切な役割であると感じています。

いじめを主訴とする相談内容の変化

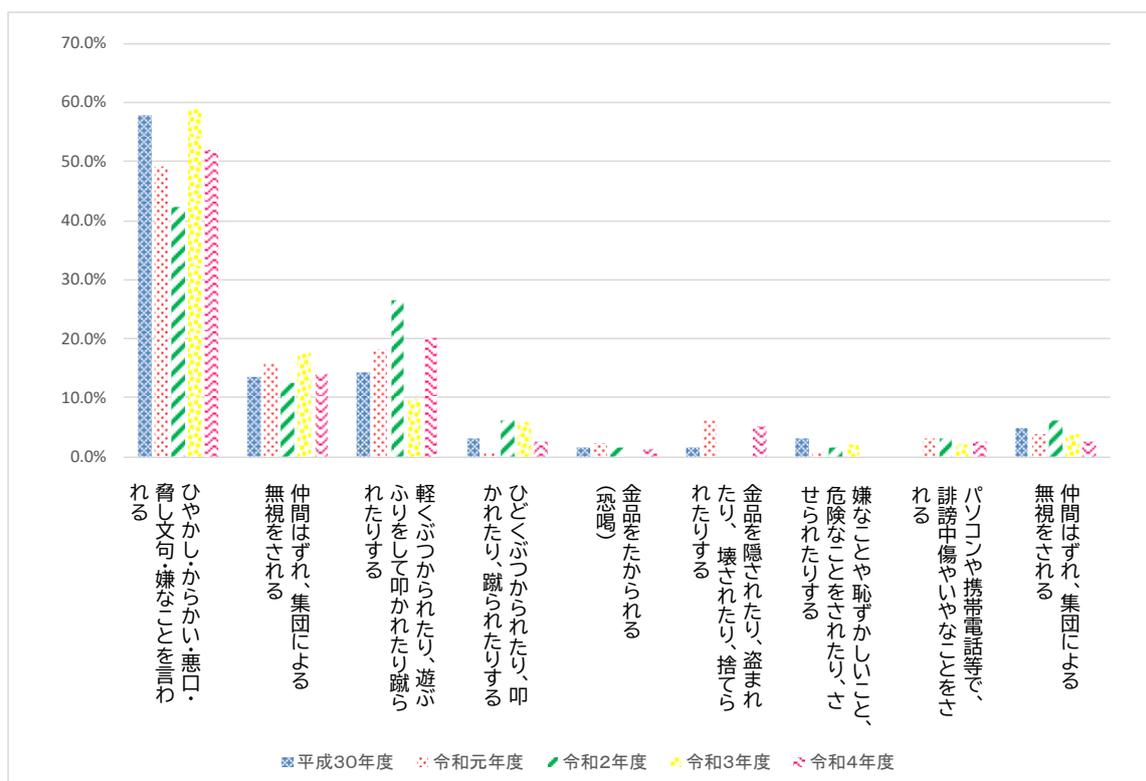


図5 いじめを主訴とする相談内容の変化

図5は、平成30年度から令和4年度の5年間のいじめを主訴とする新規相談内容の内訳の割合の変化を示したものです。

令和2年度は、【軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする】や【ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする】など暴力行為への訴えが例年に比べ増加しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大によって、学校の長期休業、行事の縮小・中止、外出制限など、学校だけでなく私生活でも活動が制限され、子どもの生活は一変しました。マスク生活となったことで、相手の表情が分かりづらくなり、以前よりも相手の気持ちを察したりすることが難しくなりました。うまく気持ちを伝え合うことができないストレスが、子どもの暴力行為の増加につながったのではないかと考えられます。

「密」を避けながらの学校生活が再開された令和3年度には、【軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする】や【ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする】などの暴力行為は減少し、【ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる】などの言葉によるいじめの訴えが再び増加しました。子どもはこの時期、物理的にある一定の距離を保ちながら、学校生活を送っていたのではないかと考えられます。

いじめを主訴とする相談内容の変化からも、コロナ禍が子どもの生活環境に影響を与えていたことがうかがえます。

いじめ以外を主訴とする相談

表14 令和4年度 いじめ以外を主訴とする相談内容の内訳

いじめ以外の主訴		交友関係	不登校	非行	心身	教員等の指導	学校園の対応	行政対応	子育て	家族関係	虐待	学業	その他	計
新規相談	件数 (件)	11	8	0	6	10	4	0	0	11	2	4	2	58
	割合 (%)	19.0%	13.8%	0.0%	10.3%	17.2%	6.9%	0.0%	0.0%	19.0%	3.4%	6.9%	3.4%	100%
対全体 ※割合 (%)		8.0%	5.8%	0.0%	4.4%	7.3%	2.9%	0.0%	0.0%	8.0%	1.5%	2.9%	1.5%	42.3%

※割合(%)は、新規相談件数 137 件に対する割合を示します

表 14 は、令和 4 年度のいじめ以外を主訴とする新規相談件数 58 件の相談内容の内訳を示したものです。

令和 4 年度は、【交友関係】【家族関係】の相談件数がそれぞれ 11 件で最多となりました。その背景には、子どもが自分と他者との間で揺れ動き、友人関係の構築に不安を感じながら学校生活を送っていることや、思春期における親や家族との関わり方などに戸惑いを感じていることなどがあるように思います。次いで【教員等の指導上の問題】の相談件数が 10 件となっています。いじめ対策推進室へ寄せられた相談の中には、「コロナ禍から続いた行動制限が緩和された学校生活で生じた不安や戸惑いを周囲の大人に理解してもらえない。」といった内容の相談が複数ありました。

子どもや保護者が抱える問題は複合的であり、「いじめ」か「いじめでない」かで単純に割り切って考えることができない場合が多いように思います。いじめ対策推進室では、いじめ以外の問題が関係し、相談調査専門員のみでの対応が困難な場合には、他の関係機関との連携を意識しながら活動しています。他機関との連携体制をとる中では、気持ちを伝えてくれた子どもをどう支援していくかについて、それぞれの機関・組織がよく考え、子どもと正面から向き合って力を尽くしていく必要があります。

いじめ以外を主訴とする相談内容の変化

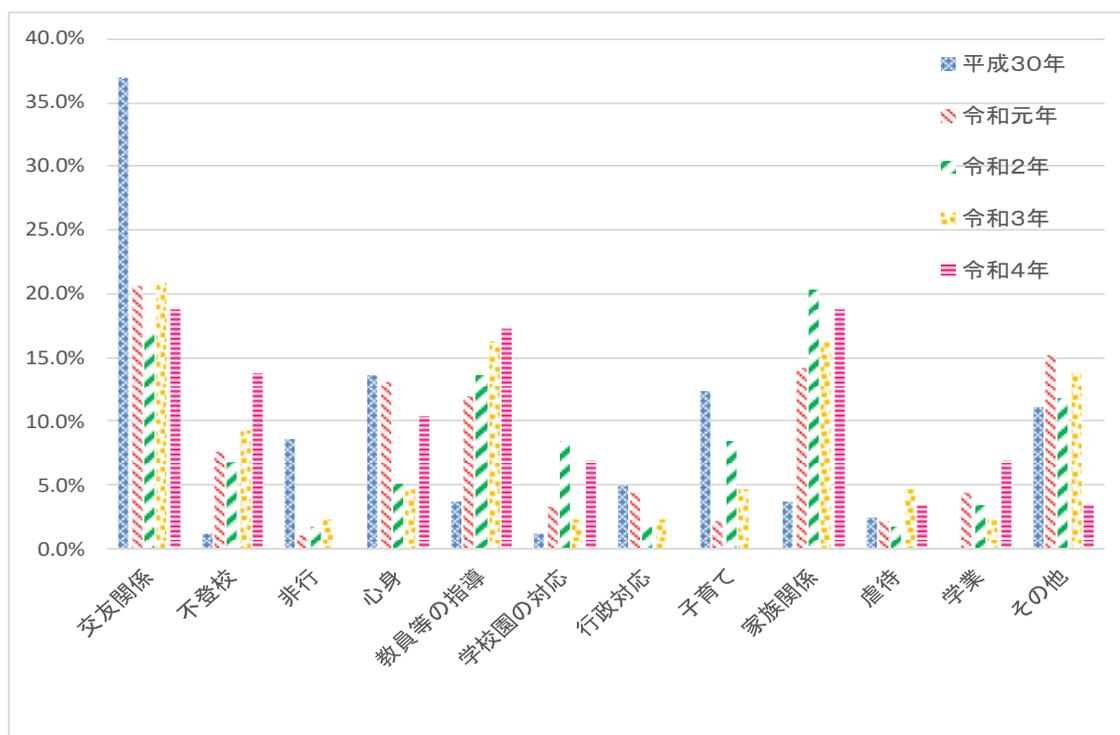


図6 いじめ以外を主訴とする相談内容の変化

図6は、平成30年度から令和4年度の5年間で、いじめ以外を主訴とする相談内容の内訳の割合の変化を示したものです。

平成30年度では、【交友関係】の相談が多く寄せられていましたが、令和に入り、【不登校】【心身】【教員等の指導】【家族関係】などの相談が増えてきました。

特に新型コロナウイルス感染拡大以降、全国的にも不登校の児童生徒数は増加傾向にあります。学校に行き教室で授業を受けるのが当たり前だった生活から、ネット環境が整っていれば、家庭でも授業を受けられるようになりました。家に居ながらも学ぶことが可能になったことで、子どもの学習権の保障が強化されましたが、一方で「登校しない」という選択を取ることにに対するハードルも下がったように思います。

また、【家族関係】に関する訴えが増えた背景には、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業、行動制限などで、家族と過ごす時間が増えた影響があるように思います。安心・安全な場所であるはずの家庭においても、同居する家族との複雑な関係が見え隠れすることが少なくありません

子どもは、自分自身や家族を中心とした小集団から少しずつ広がっていく人間関係の中で、さまざまな人と出会いながら成長していきます。自分の思いを受け止めてくれる人との出会いは、子どもの豊かな心の成長につながります。今後も、研修や関係機関との協議、地域との交流などを通して、子どもの成長・発達を支える周囲の大人の在り方について考え続けていきます。

副次的な訴え

表15は、令和4年度の副次的訴えの内容を整理したものです。主訴がいじめかじめ以外かにかかわらず、丁寧に話を聞いていくと、数々の問題が複雑に絡み合っている場合があります。副次的な訴えの内容も多岐にわたり、子どもを取り巻く問題が複合的であることがわかります。

表15 令和4年度 副次的訴え

令和4年度	対応回数(件)	交友関係の悩み(いじめ以外)	不登校	子どもの非行	子どもの心身の悩み	指導上の問題	学校園の対応の問題	行政の対応の問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	児童虐待	学業の悩み	その他	該当なし	計
		割合(%)	17	122	0	188	221	286	1	31	138	0	7	6	212
		1.4%	9.9%	0.0%	15.3%	18.0%	23.3%	0.1%	2.5%	11.2%	0.0%	0.6%	0.5%	17.2%	100%

副次的訴えとして、例年【教員等の指導上の問題】と【学校園の対応の問題】が高い割合を占めています。また、【不登校】【子どもの心身の悩み】【家族関係の悩み】の割合も年々増加傾向にあります。

これは、いじめ事案の発生を契機に子ども及び保護者と学校園・教員等の関係がこじれてしまい、学校への信頼感が失われ、子どもが学校に行けなくなってしまう事案が少なからずあるためです。

このような事案では、当事者である子どもの気持ちが置き去りにされてしまうことがあります。そのような場合、いじめ対策推進室(おおつっこ相談チーム)は、第三者的な立場を大切にしながら、改めて子どもの意向を確認し、必要に応じてそれを学校の先生や保護者等へ伝えるといった調整活動を行うこともあります。

子どもを取り巻く問題は複合的であり、いじめの問題と並行しながら、また時には、いじめの問題が解消した後に、他の問題が明らかになることもあります。このような場合、他機関への連携や引継ぎを含め、子どもを継続的に支援していくあり方を常に探りながら対応を行っています。

しかし、他機関との連携を検討していく中で、子どもを取り巻く社会資源の役割や対応の方法等について、当事者へ広く周知ができておらず、そのことが、社会資源を有効に活用することを阻んでいるように感じることもあります。

私たちいじめ対策推進室(おおつっこ相談チーム)や守る委員会を含め、子どもを取り巻く社会資源である諸機関・組織は、それぞれの役割や可能な支援内容等を子どもに正確に知ってもらえるような活動を行い、子どもが主体的に社会資源を選択・利用できるような環境を整備していく必要があるように思います。

相談者と主訴の相手方との関係性

表16 令和4年度 相談者と主訴の相手方との関係性

相談者と主訴の相手方との関係性		子ども同士における関係	学校外における子ども同士の関係	子どもと学校園との関係	子どもと保護者・家族との関係	保護者と学校園との関係	行政機関との関係	保護者との関係	保護者間の関係	夫婦・親族間の関係	その他	該当なし	計
		主たる関係性	対応回数	862	4	58	233	31	0	0	0	0	34
	割合(%)	70.1%	0.3%	4.7%	19.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.6%	100%
副次的な関係性	対応回数	3	2	97	384	430	18	15	58	7	215	1229	
	割合(%)	0.2%	0.2%	7.9%	31.2%	35.0%	1.5%	1.2%	4.7%	0.6%	17.5%	100%	

表16は、令和4年度に寄せられた1229回の相談内容における相談者と主訴の相手方との関係性を表したものです。主訴が「いじめ」か、「いじめでない」かを区別せずに、どのような相手との関係に悩んで相談を寄せてくれたかということに着目してみました。

はじめに、主たる関係性においては、【学校における子ども同士の関係】が7割を占めていることが分かります。子どもの多くは、学校にて、決められたクラスのメンバーと一日の大半を過ごし、その生活を1年単位で繰り返しながら、他者との関わりを学びます。人の集まるところには、自然に力関係ができ、人との関わりの中で「もめ事」が起きます。子どもは教室の中で、自分の居場所を作るために日々神経を使っていると思われ、この7割という数字からもそのことが読み取れます。

次に副次的な関係性を見ると、【保護者と学校園との関係】【子どもと保護者・家族との関係】【子どもと学校園との関係】が、全体の7割以上に及んでいます。子どもは主訴の相手方との問題や悩みを解決するために、家族や学校園の先生等に相談することが多いと思われませんが、そこでの関係においても何らかの悩みや問題を抱えていることが少なくないようです。

特に【子どもと保護者・家族との関係】に関する相談は、主たる関係性においても副次的関係性においても高い割合を示しています。子どもは、家庭が安心・安全な場所であったとしても、家族関係の中で何らかの悩みや葛藤を抱えながら、成長・発達の歩みを進めていくものであると思います。相談活動を通してたくさん子どもと出会う中で、子どもが大人に対して望む思いは、「余計な干渉をされたくないけど、放ったらかしにはされたくない。」ということではないかと感じます。周囲の大人が、子どもの成長・発達の過程にそのようなアンビバレント(両価的)な思いがあることを知っておくことも子ども支援には必要であるように思います。

3 【おおつっこ相談チーム】の広報・啓発活動

子どもからの相談の直接の窓口となる相談調査専門員については、子どもに身近な存在として認識してもらえるよう、【おおつっこ相談チーム】という名称を用いて活動しています。まずは、子どもに「困った時には相談できるところがある」ということを知ってもらうために、「いつでもあなたの話を聴くよ」「一人で悩まないで」というメッセージを込め、以下のような広報・啓発活動を行っています。

広報啓発ツールの配布

■おおつっこほっとダイヤルカード

令和4年度は、いじめ防止啓発月間である6月に学校の協力を得て、市内小中学校の全学年を対象に【おおつっこほっとダイヤル】の啓発カードを配布しました。

【小学生用】

【中学生用】

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

■おおつつこ手紙相談

令和4年度は、いじめ防止啓発月間である10月に学校の協力を得て、市内の小中学校の全学年を対象に【おおつつこ手紙相談】の用紙を配布しました。

手紙用紙は、子どもがSOSを発信しやすいよう、内側に相談内容を書いて三つ折にして封をすれば、切手を貼らずにそのまま投函できるようになっています。子どもが「返信がほしい」と希望している場合は、相談調査専門員が返事を書き、およそ1週間以内には子どもの手元に返事が届くようにしています。

手紙相談用紙は、用紙の一部に啓発カードを印刷し、子どもがそれを自分で切り取ってカードとして保持できるように工夫を凝らしています。受領した手紙の中には、カード部分が切り取られたものが多数あり、手紙を書いた子どもがカードとして保持してくれているようです。また、令和4年度には、小学生向けの手紙用紙に少し変更を加えました。自由記述式であったものに【悩みの内容】や【感情（気持ち）】などの項目を追加し、子どもが選択肢の中から丸を付けて選べるようなデザインに変更しました。このデザイン変更が影響したのか、令和4年度は、受領件数が令和3年度から3.2倍に増加しました。

おおつつこ手紙相談用紙

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

おおつっこ相談チーム通信の配布

令和4年度は、6月・11月・2月に市立の小中学校に通う子どもを対象に【おおつっこ相談チーム通信】を配布しました。【小学校低学年向け】【小学校高学年向け】【中学生向け】と年齢に合わせて内容を変更し、おおつっこ相談チームの活動や私たちが日々の相談活動を通じて感じていること、子どもに伝えたいことなどを書いて届けるようにしています。

通信の中にコラムや遊びを取り入れたページなども盛り込み、子どもが読んで楽しいと思えるような通信を作成するように心がけています。

また、当室の活動方針を保護者の方にも理解してもらうために、【小学校低学年向け通信】の中には【保護者の方へ】と題し、当室の活動方針について説明するコーナーを設けました。通信を通じてあらかじめ説明をしておくことで、当室の活動方針を理解した上で相談を寄せる保護者の方も少なくなく、そういった事案では、子どもとの面談にスムーズにつながり、子どもの思いを確認しながら対応することができました。

おおつっこ通信秋号
(小学校高学年版)

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

ふれあい交流会

これまで、おおつつこ相談チームは、毎年、夏休み期間中に大津市の福祉ブロック7か所にある児童館や各学区にある児童クラブを訪問し、【おおつつこふれあい交流会】を実施していました。【おおつつこふれあい交流会】では、子どもと遊びなどを通して交流したり、ミニ出前授業などを行ったりしていました。

しかし、令和4年度は令和3年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響もあり、おおつつこふれあい交流会を実施することができませんでした。そこで、児童館や児童クラブを訪れる子どもにおおつつこ相談チームを少しでも身近な存在に感じてもらうことを目的として、各児童館、児童クラブにポスターを配布し、目につきやすい場所への掲示をお願いしました。より多くの子どもに興味をもってもらえるように、ポスターには「まちがいさがし」や「謎解き」等を入れ、みんなが楽しめるような工夫を凝らしました。

児童館・児童クラブ用ポスター

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度より、出前授業やふれあい交流会（児童館・児童クラブ訪問）等の啓発活動を見送っています。子どもと直接触れ合う機会が減ったことが影響したのか、子どもの中で『おおつつこ相談チーム』の認知率が下がっており、相談件数自体も減少しました。

相談調査専門員に直接子どもの声が寄せられる機会は、守る委員会が第三者委員会としての役割

を担う上でも貴重なものとなります。また、守る委員会が市に寄せられたいじめ相談などに対する事実確認や支援策を検討することに関連し、学校をはじめとした関係機関に守る委員会の機能・役割等を知ってもらうことも、子どもの幅広い支援の枠組みの実現に資すると考えます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、実施を見送っていた「出前授業」や「ふれあい交流会」等の再開に向けた準備に取り組んでおり、その他にも「おおつつこ相談チーム」をより身近に感じてもらえるような啓発活動の実施を企画しています。その一端として、教育委員会から市内小中学校へ通う全児童生徒へ配布されているタブレット端末を活用した「メール相談」の実施を検討しており、令和5年度内の運用開始を目指しています。

今後も、守る委員会と相談調査専門員が協力しながら、広報・啓発活動の充実に向けて内容を検討していきたいと考えています。

4 相談・調整活動例の紹介

実際の相談・調整活動例について、個人情報保護の観点から複数の事例を一般化し、一部加工してご紹介します。

初回相談者（子ども本人か、親か）、相談内容（いじめそのものか、いじめから派生した問題か）、対応期間（短期から長期まで）など、相談は多岐にわたりますが、いずれの場合であっても、子ども本人の気持ちを大切に、子どもを中心とした支援を実現するよう心がけています。

最初の頃は悩んでいても、面談などが進むにつれ、何かのきっかけとなって自ら解決の方法に至る子どもも少なくありません。子ども自身には問題を解決する「力」があること、周りの大人の役割はその力を引き出すための支えとなることを日々感じながら、相談対応を行っています。

■ 事例1 小学6年生女子Aさんの場合 保護者からの相談【いじめによる不登校】中・長期対応

2学期も半ばを過ぎた頃、小学6年生女子Aさんの母（以下、母）から相談の電話が入った。Aさんは、数週間前から、登校前に頭痛や腹痛、吐き気などの症状が出現し、体調不良で学校を欠席することが度々起こるようになった。Aさんは当初、不調の原因について「心当たりがない。」と母へ話していたが、昨晚、休み時間や下校時に同学年の女子児童2名から嫌がらせを受けていることを母へ吐露したとのこと。

母は、Aさんから聞いた内容をすぐに学校へ伝えようと思ったが、Aさんが「仕返しが怖いから学校には言わないでほしい。」と訴えたため、どのように対応したらよいか悩んだ。そのとき、学校から配られていた【おおつっこ通信（啓発物）】の〈保護者の皆様へ〉の欄を読んだことを思い出し、当室の相談電話（おおつっこほっとダイヤル）へ架電したとのことであった。母から相談を受けた相談調査専門員Xが、面談相談を提案したところ、Aさんの了承を得ることができたため、すぐに親子平行面談を実施する運びとなった。その際、相談調査専門員Xが母の話聞き、相談調査専門員YがAさんの話を聞いた。

Aさんは、相談調査専門員Yとの面談の中で、夏休み明け頃から女子児童2名から休み時間や下校時などに悪口を言われたり、嫌がらせを受けたりするようになったことを涙ながらに語った。Aさんは、「悪口や嫌がらせをやめてほしい。」という気持ちはあるが、それ以上に、先生が聞き取りや指導をすることで「仕返しされるのではないか…」という不安を強く感じていることを話してくれた。また、Aさんは、周囲の大人になかなか打ち明けることができなかった理由として、「大事にしたくない。」「親に心配をかけたくない。」という気持ちがあったことも教えてくれた。相談調査専門員Yは、Aさんが感じているアンビバレント（両面的）な気持ちを受容的に受け止め、Aさんが自分の中にある気持ちを安心して言葉にできるような関わりを心がけた。

一方、相談調査専門員Xは、まずは、母の話傾聴し、親としての思いを受け止めながら、普段のAさんの様子や親子関係などについて聞き取った。母は、Aさんの不登校状態がいつまで続くか不安で苦しい思いをしていることや最近になってAさんへの接し方が難しいと感じるようになったことを涙ながらに語った。母は、「保護者の思いについても聞いてもらえたことで、気持ちや考え

が整理され、相談前よりも穏やかな気持ちで子どもと関わることができるようになった。」と話された。

Aさんは、「しばらく学校を休んでもいいよ。」と母から言ってもらえたことで、頭痛や腹痛などの身体症状は治まった。解決を急がず、面談を重ねていくと、Aさんの中で「悪口や嫌がらせによって自分が傷ついたことをわかってもらいたい。」という気持ちが強くなってきた。Aさんは、学校のいじめ対応がどのようになされるかわからないことで不安になっていたため、相談調査専門員Yから「いじめの解決方法は一つではなく、担任の先生と話し合っ、Aさんが安心できる方法を選ぶことができる。」と伝えたところ、Aさんは担任の先生にも相談してみることに決めた。

担任の先生は、すぐにAさんと母と面談を行い、丁寧に親子の話を聞き取りながら、子どもの不安に寄り添う対応をしてくださった。相手児童への聞き取り内容などを具体的に話し合ったのち、女子児童2名へ聞き取りを行ったところ、2名は事実を認め、謝罪の意向を示した。Aさんは、女子児童が反省しているのか不安に思っており、謝罪を受けることを躊躇っていたが、担任の先生が、女子児童2名がどのように反省しているかを丁寧に伝えたことで、Aさんは謝罪を受けることに決めた。

Aさんは、謝罪を受けて、再び登校する気持ちになったが、2週間ほど学校を欠席していたため、教室に戻ることにに対する不安の気持ちも感じていた。そのため、相談調査専門員Yと担任の先生とで学級に戻る際の不安について丁寧に聞き取りを行い、登校した際にクラスの児童から「なんで休んでいたの？」と聞かれないように、担任の先生がクラス全体へ向けて事前に話してくださった。担任の先生が対策を講じてくださったことで、Aさんは、3学期の登校初日から頭痛や腹痛などの症状は出ずに、教室に復帰することができた。少し不安もあったようであるが、事案対応時に担任の先生だけでなく、管理職や生徒指導の先生なども支援に入っていたことから、様々な先生に声をかけてもらったことで不安も和らいだとのこと。

その後、Aさんは登校を再開し、不安を感じたときや嫌なことがあったときには、担任の先生に相談することができるようになった。Aさんが登校を再開した後も、月に1回ほどのペースで相談調査専門員Yとの面談を継続した。小学校卒業のタイミングで、Aさんから「今は不安な気持ちも悩みもないので、もう大丈夫です！」という言葉聞くことができたため、相談調査専門員と親子で卒業を祝い、相談終結となった。

いじめ被害を周囲の大人に相談できず、体調不良をきたしてしまい、しばらく不登校になってしまったケースです。保護者、学校、いじめ対策推進室の三者が連携し、子どもが安心感を持つことを優先しながら、子どもの意向(ペース)に沿った問題解決を目指しました。当該事案は、いじめ問題の解決のみならず、その後、子どもが悩みや困りごとを抱えた際に、主体的に大人へ相談できるようになったことが大きな実りであったように思います。Aさんのように「仕返しが怖い」「大事にしたくない」「親に心配をかけたくない」といった思いから周囲の大人にすぐに相談できない子どもは少なくありません。まずは、子どもの気持ちを十二分に受け止め、本人が安心して行動選択できるようにサポートしていくことの大切さを改めて学んだケースとなりました。

■ 事例2 中学2年男子 B さんの場合 子どもからの相談【環境の変化といじめによる不登校】 長期対応

中学2年生 B さんが、初めて【おおつっこほっとダイヤル】に電話をくれたのは、Bさんが中学1年生の6月頃だった。

「学校に行かなければと思うけど、行けない。どうしたらいいのかわからない。」という内容だった。相談調査専門員 X は、「Bさんの話を聞いて、力になりたい。会って話をしたい。」と面談を提案した。

Bさんは、Bさんの母（以下：母）の勧めで【おおつっこほっとダイヤル】に電話をしてきてくれたようで、Bさんは、「母と相談してみる。」と言ってくれた。後日、Bさんは、面談の予約の電話をしてきてくれた。そして、相談調査専門員 X が B さんの話を聞き、相談調査専門員 Y が母の話を聞くことになった。

Bさんは母と一緒に面談に来てくれた。Bさんが少し緊張した様子だったので、相談調査専門員 X は、Bさんの不安と緊張を和らげるために、Bさんの好きなアニメやゲームの話をすることにした。最初は緊張していた B さんだったが、徐々に緊張がほぐれ、「どうしても今のクラスに馴染むことができない。」と自分の思いを少しずつ話してくれるようになった。相談調査専門員 X は、焦らずゆっくり B さんとの関係づくりをするために、定期的な面談をすることにした。

母は、相談調査専門員 Y に、Bさんの状況を話してくれた。Bさんは、高学年の時に、家族の転勤で市内の小学校に転校してきた。ちょうど新型コロナウイルス感染拡大防止の影響で、全国的休業措置が続いていた。6月に休業措置が解除され、学校が再開されたものの、Bさんは新型コロナウイルス感染への不安と、周囲に知り合いがないという不安から、すぐに登校することができなかった。2学期終盤にやっと登校できるようになったが、Bさんはなかなか周囲に馴染むことができなかった。Bさんは、自分から先生や友人の輪の中に上手く入っていけるタイプではなかったため、地元の中学校に行くことに不安もあり、環境を変えるために校区外の中学校に通うことになった。

相談調査専門員 X は、じっくりと時間をかけて B さんとの面談を続けた。Bさんは少しずつ、学校のこと、クラスメイトのこと、家族のこと、自分の思いを話した。

Bさんは、勉強は嫌いではないが、教室は騒がしくて勉強に集中できないことに悩んでいた。班活動の発表の時、Bさんが発表した際に先生から「声が小さくて聞こえません。」と言われ、数人の人から笑われたことがあり、とても嫌だったと話してくれた。また、クラスメイトから悪口や陰口を言われることもあり、担任に訴えても「気のせいだ、気にしすぎではないか。」と言われ、対応してもらえなかったとのこと。そして B さんは、「発表の時に先生から自分だけが注意されたり、クラスの人から笑われたりするのではないか」「クラスの人から睨まれているのではないか」「陰口を言われているのではないか」と思うようになり、学校に行くのが怖くなった。さらに「自分のことを分かってくれる友だちもいない」「いくら担任の先生に訴えても分かってもらえない」と感じていることを話してくれた。

Bさんと相談調査専門員 X は、Bさんの学校に B さんの状況を分かってもらうための方法を一

緒に考えた。

まずは、Bさんの学校への不信感を取り除き、先生との信頼関係の回復が必要だった。相談調査専門員Xは、Bさんと一緒にBさんの学校を訪問した。

相談調査専門員Xは、学年主任と担任の先生にBさんの不安な気持ちを受け止め、対応してほしいとお願いした。学年主任と担任は、Bさんの気持ちを受け止め、これまでの学校の対応が十分でなかったことをBさんに謝罪し、Bさんの不安に寄り添った対応を約束してくれた。

学校は、Bさんの訴えをいじめ事案として取り上げ、丁寧な聞き取りを実施し、相手に対しての指導を行った。Bさんは、相手からの直接の謝罪は受けなかったが、学校からの対応報告を受け、相手が謝罪の気持ちがあることを知り、Bさんの不安な気持ちは少なくなっていた。

Bさんは、スクールカウンセラーとの定期的なカウンセリングとおおつっこでの相談調査専門員Xとの面談を続けた。やがてBさんは、徐々に登校できる日が増え、教室にも少しずつ入ることができた。

その後、Bさんは、毎日登校できるようになり、気の合う友だちもできた。不安なことや、困ったことがあれば、スクールカウンセラーに自分で伝えることができるようになった。相談調査専門員XとBさんとの面談は、月1回のペースとなり、2学期には、2ヶ月に1回と減っていった。3学期も終わる頃には、Bさんは毎日登校できるようになっていた。

Bさんは、面談の中で、学校への不安な気持ちを語ることはなくなっていた。そして、Bさんは、相談調査専門員Xに、「将来なりたい職業が見つかったので、その目標に向かってがんばろうと思う。」と笑顔で話してくれた。相談調査専門員Xは、たくましくなったBさんに「これからも応援している。」と伝え、相談終結となった。

家族の都合で、通い慣れた学校から転校した時期と、新型コロナウイルス感染拡大防止による休業、マスク着用、行動制限などによって当たり前の日常が奪われた時期と重なり、Bさんは新しい環境に慣れるのに、時間が必要でした。

自信を無くしてしまった子どもは、自分の気持ちを相手に言葉で上手く伝えることができなくなります。子どもが自信を取り戻せるように、心のモヤモヤを時間をかけて丁寧に整理していきました。

子どもは、一つの体験からいくつものことを学びます。自分の気持ちを相手に伝えて分かってもらう。そして、私たちおおつっこ相談チーム（相談調査専門員）は、どうしたら安心につながるかを子どもと一緒に考え、「困った時は、一人で悩まず、誰かに助けてもらっても良い」ということを子どもに伝え、子ども自身をエンパワーしていきたいと考えています。

コラム

「はい、おおつっこほっとダイヤルです。」

私たちが相談電話に出ると、大抵、受話器の向こうからは、不安そうな声が聞こえてきます。なかなか言葉が出てこない子、警戒心を持って恐る恐る話し始める子、怒りの気持ちを一気に話し出す子…いろいろな子がいます。きっと、どの子どもも相談電話を架けるときには、不安と勇気が入り混じったような気持ちになるのでしょう。そんな子どもの声を聴くと、私は、「ここに電話をかけてきてくれてありがとう。」という気持ちで胸がいっぱいになります。その子の精一杯の勇気とエネルギーを無駄にしないよう、その子の出してくれた小さな SOS をしっかりと受け止められるよう、真摯に、誠実に、その話に耳を傾けるよう努めています。

子どもにとって、初めて話す人にこれまでの出来事を分かりやすく話すのは大変な作業です。私たちは、子どもが安心感を持って話せるように気持ちに寄り添いながら話を聞くと同時に、子どもの口から語られる問題を解決するために必要な情報を子どもから引き出していくこともしてはなりません。また、相談内容も複雑である場合が多く、1回きりの電話ではなかなか「解決」まで至らないものです。それでも、電話を架けてきてくれた子が、電話を切る際に「今日、おおつっこに電話をかけてよかったな。」と思ってくれると嬉しいなと思います。「もうイヤだ…」「明日から学校に行きたくない…」「どうしたらいいか分からない…。」といった思いになっていた子どもの心が少しでも和らぎ、「ちょっと前を向いて歩いてみようかな。」と思ってくれることを切に願っています。

私は、いじめ対策推進室(おおつっこ相談チーム)の相談調査専門員として5年間、子どもや保護者からの相談を聞かせてもらいました。我が子がいじめに遭うと、保護者の方も子どもと同じように、あるいは、子ども以上に苦しい思いや悲しい思いをすることが少なくありません。保護者が我が子を必死に守ることはごく自然なことで、当たり前のことです。しかし、時として、保護者や学校など周囲の大人がいじめの解決に必死になるあまり、子ども本人の気持ちが置き去りになってしまうことがあります。

私は、相談調査専門員として相談を聞く中で、「子どもはみんな自分なりに解決したい方法を持っている。」ということに気付かされました。それは中学生、高校生だけに限らず、小学校低学年の子であっても同じです。周囲の大人は、「低学年だからまだ何も分からないだろう。」と決めつけてしまうのではなく、その声にしっかりと耳を傾ける必要があるのです。もちろん、子どもの判断や考えがすべて正しいとは限りません。それでも、周囲の大人が焦らず、その声に耳を傾け、その気持ちに寄り添い、その気持ちを尊重しつつ、一緒に方法を考えていくことができれば、つらい経験であっても、きっと子どもと一緒に乗り越えていくことができるのだと思います。

子どもは、学校の中でいろいろな経験をします。楽しいことや嬉しいことだけでなく、時に、しんどいことや嫌なこともあるでしょう。そして、それを知った保護者も不安を感じたり、悩んだりします。いじめ対策推進室(おおつっこ相談チーム)は、そのようなときに、子どもや保護者が「この人に話してみよう。」と思える存在となれるように、今後も活動を続けていきます。

相談調査専門員 河崎 千里

Ⅲ 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会

令和4年度の守る委員会では11回の定例会を開催し、本市が相談等を受けたいじめ事案などについて報告を受け、審査や助言等を行いました。

第1回 令和4年4月28日(木)	第7回 令和4年11月22日(火)
第2回 令和4年5月23日(月)	第8回 令和4年12月20日(火)
第3回 令和4年6月13日(月)	第9回 令和5年1月27日(金)
第4回 令和4年8月4日(木)	第10回 令和5年2月28日(火)
第5回 令和4年9月27日(火)	第11回 令和5年3月20日(火)
第6回 令和4年10月28日(金)	

2 大津市立保育園事案に係る第三者委員会

令和3年2月4日、大津市立保育園における事案に関して、当該園児、及び法定代理人親権者の代理人弁護士より、大津市長、及び守る委員会あてに、「調査申入書」が提出されました。

同年4月7日付、条例第14条第2項の規定に基づき、令和3年2月4日付けで提出のあった調査申入書に係る案件に関しての「事実の確認、保育園等の対応の検証及び今後の対応策の提言についての調査及び審査」について、守る委員会は、市長の附属機関として諮問に応じることとなり、相談事案に関する事例検討や必要に応じた学校への指導、支援等の通常取組と並行して、「大津市立保育園事案に係る第三者委員会」として調査、審査を行うこととなりました。

「大津市立保育園事案に係る第三者委員会」は、令和3年4月12日の第1回委員会以降、令和3年度に15回、令和4年度に6回、計21回開催しました。

第16回 令和4年4月7日(木)	第19回 令和4年5月23日(月)
第17回 令和4年4月28日(木)	第20回 令和4年6月13日(月)
第18回 令和4年5月9日(月)	第21回 令和4年6月29日(水)

また、本事案に係る関係者からの聴き取りは、申立人関係者からの意見陳述を含めて、委員会の開催とは別に令和3年度に20回、令和4年度に1回(令和4年4月7日(木))、計21回行いました。

これらを踏まえ、「大津市立保育園事案に係る第三者委員会報告書」を作成し、令和4年7月6日、大津市長に対し、答申を行いました。

3 委員活動

守る委員会では、実際の事案に関わる助言や調整等をはじめ、活動状況報告書や調査報告書等を作成しております。

令和4年9月7日(水)	大津市内高等学校における事案対応に関する協議、助言
令和4年11月16日(水)	大津市立小学校における事案対応に関する協議、助言
令和4年11月21日(月)	大津市立小学校における事案対応に関する学校訪問

参考 資料編

1 条例及び規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

（基本理念）

第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に該当するものは除く。
- （2）子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止の対象と認めることが適当と認められる者をいう。
- （3）市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。
- （4）学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

- (5) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者（第4号に規定する学校に通学する者を除く。）をいう。
- (7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

(市の責務)

第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。

- 2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。
- 3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。

(市立学校の責務)

第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成しなければならない。

- 2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えるとともに、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。
- 3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。
- 4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。
- 5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。

- 2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。
- 3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。
- 4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。
- 5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。

(子どもの役割)

第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。

- 2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。
- 3 子どもは、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）及び友だちからいじめの

相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するように努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること。

(2) いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。

(3) いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。

(4) 次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。

(5) いじめを早期に発見するための施策に関すること。

(6) いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。

(7) いじめに関する相談体制等に関すること。

(8) いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。

3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(いじめ防止啓発月間)

第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間（以下「啓発月間」という。）とする。

2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広報啓発活動を実施するものとする。

3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(相談、通報又は情報の提供)

第11条 何人も、子どものいじめ（疑いのある場合を含む。）に関し、市に相談、通報又は情報の提供（以下「相談等」という。）をすることができる。

(相談体制等の整備)

第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。

2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化するものとする。

3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー、ス

クールカウンセラー等の配置に努めるものとする。

(財政的措置等)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。)について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整(以下「調査等」という。)を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

(委員会の組織等)

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

(是正の要請)

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者(調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。)に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限り

でない。

(委員会への協力)

第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。

この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないよう最大限配慮されなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。
- 3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要があると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況について報告を求めることができる。
- 4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告のほか、必要な報告を求めるものとする。
- 5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

- 2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求めることができる。

- 2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第17条に規定する市立学校に係る規定について、協力を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の運用実績を検証し、及び子どもを取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

(平成25年規則・教育委員会規則第1号) ※様式は除く。

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例(平成25年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織体制)

第2条 政策調整部人権・男女共同参画課いじめ対策推進室(以下「いじめ対策推進室」という。)は、教育委員会事務局児童生徒支援課(以下「児童生徒支援課」という。)との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ(疑いのある場合を含む。以下同じ。)に関する相談等(以下「相談等」という。)への対応その他市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が任用する。

(相談等の報告等)

第3条 職員(市立学校の職員を除く。)は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあつてはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあつては児童生徒支援課に、それぞれ直ちに報告するものとする。

2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、児童生徒支援課に速やかに報告するものとする。

3 児童生徒支援課は、前2項の報告を受けたときは、速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、又は第1項若しくは前項の報告があつたときは、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)に適宜報告するものとする。

5 いじめ対策推進室は、必要があると認めるときは、いじめに関する情報(当該情報が大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)第2条第5項に規定する保有個人情報である場合にあつては、同条例第12条第2項の規定により提供することができるものに限る。)を教育委員会事務局の関係課その他の関係機関に提供するものとする。

(身分証明書の携帯)

第4条 委員会の委員は、条例第14条第2項の規定による調査又は関係者との調整を行う場合には、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

2 相談調査専門員は、第2条第2項の規定による相談等への対応を行う場合には、様式第2号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が共に欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員(委員長を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例(平成14年条例第14号)第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 委員名簿

令和4年度 大津の子どもをいじめから守る委員会 委員名簿

(50音順)

立命館大学大学院教職研究科教授	かすがい としゆき 春日井 敏之
スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー 社会福祉士 立命館大学非常勤講師	ささき ちさと 佐々木 千里
弁護士（大阪弁護士会）	はしもと としかず 橋本 俊和
京都工芸繊維大学特定教授・臨床心理士	ふじかわ ようこ 藤川 洋子
弁護士（滋賀弁護士会）	ほった なおみ 堀田 直美

※役職は、令和4年度時点のものです。

令和5（2023）年7月

発行 大津市 政策調整部 いじめ対策推進室

住所 〒520-0047

大津市浜大津四丁目1番1号

明日都浜大津2F

電話 077-528-2826